

第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第 3 回常任委員会・第 3 回総会における決定事項について

1. 開催期日・場所

平成 27 年 8 月 31 日(月) 琵琶湖ホテル (大津市)

2. 主な決定事項

(1) 国体と全国障害者スポーツ大会の一体的準備を進めるための体制整備を行いました。

- ・ 両大会の開催準備を一体的かつ効率的・効果的に推進するため、会の名称を「第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」に改正
- ・ 大会開催の基本コンセプトとなる「開催基本方針」を改正し、従来の 6 つの目標に、「すべての人が共に支えあう滋賀を目指す大会」を追加
- ・ 全スポ大会の開催準備を専門的に検討する「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を設置

(2) 国体会場地の第一次内定を行いました。

市町と競技団体のマッチングが成立した 5 競技の会場地を内定

(3) 大会開催に向けた募金活動の「キックオフ」を行いました。

- ・ 「募金推進要綱」「募金推進計画」の策定
- ・ 「募金趣意書」に基づく、開催準備委員会が主体となった本格的な寄附のお願いを開始

3. 第 3 回常任委員会・第 3 回総会における決定事項

- ・ 添付資料のとおり

第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第 3 回常任委員会・第 3 回総会における決定事項について

1 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第 3 回常任委員会

- (1) 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 専門委員会設置規程 改正
・「主会場選定専門委員会」を削除、「全国障害者スポーツ大会専門委員会」を追加

<総務企画専門委員会関係>

- (2) 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会・第 24 回全国障害者スポーツ大会
開催準備総合計画 2
- (3) 第 79 回国民体育大会 会場地市町第一次内定 3

<広報・県民運動専門委員会関係>

- (4) 第 79 回国民体育大会 広報基本方針 4

<競技運営専門委員会関係>

- (5) 第 79 回国民体育大会 競技役員等編成基本方針 5
- (6) 第 79 回国民体育大会 競技役員等養成基本方針 7
- (7) 第 79 回国民体育大会 競技役員等養成基本計画 8

2 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会 第 3 回総会

- (1) 第 79 回国民体育大会滋賀県開催準備委員会会則 改正
・「第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会」への改組
・障害福祉の関係団体等を役員、委員等に追加

- (2) 第 79 回国民体育大会開催基本方針 改正 10
・「第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」へ改正

<募金・協賛推進特別委員会関係>

- (3) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱 12
- (4) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金推進計画 14
- (5) 第 79 回国民体育大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会募金趣意書 19

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催準備総合計画

平成27年(2015年)8月31日
第3回常任委員会決定

年度	H25(2013) 11年前	H26(2014) 10年前	H27(2015) 9年前	H28(2016) 8年前	H29(2017) 7年前	H30(2018) 6年前	H31(2019) 5年前	H32(2020) 4年前	H33(2021) 3年前	H34(2022) 2年前	H35(2023) 1年前	H36(2024) 開催年
主なスポーツ大会		団体近畿ブロック大会 (滋賀県開催)	全国高校総体 (近畿ブロック開催)	徳島山	選手	選手	選手	茨城	徳島県	三重	栃木	開催年
開催手続	開催要請書提出 (白紙提出・文書付へ)	開催要請書提出 (白紙提出・文書付へ)				県議会決議 中央競技団体 正規投票	開催要請書提出 (6月中)		開催決定・会期決定 日体協・文科省 総合投票		国体ハル大会	全日本大会ハル大会
推進組織	総会 常任委員会 専門委員会 (総務企画) (主会場選定) 特別委員会 (子ども・若者参画)	団体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会 (広報・県民運動) (競技運営) (募金・協賛推進)		国体・全国障害者 スポーツ大会準備委員会		県議会決議 中央競技団体 正規投票	開催要請書提出 (6月中)		開催決定・会期決定 日体協・文科省 総合投票		国体ハル大会	全日本大会ハル大会
市町村組織	開催基本方針 県・市町村の業務分担・ 経費負担の計画	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)
全体	開催基本方針 県・市町村の業務分担・ 経費負担の計画	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)	開催準備総合計画 (第2次)
会場地選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定	会場地選定(正式競技・特別競技) 主会場の選定
競技施設	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)	競技施設基本(暫定)
情報通信	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針	情報通信基本方針
文化プログラム	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針	文化プログラム基本方針
総合案内	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針	総合案内基本方針
行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等	行幸啓等
広報・ 県民運動	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定	広報基本方針 マスコミ・キャラクターの検討・選定
県民運動	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針	県民運動基本方針
競技運営	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針	競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針 競技役員等構成基本方針
競技用具	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針	競技用具等構成基本方針
宿泊・衛生	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針	宿泊基本方針
衛生	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針	衛生基本方針
輸送・交通	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針	輸送・交通基本方針
式典・会場	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針	式典・会場基本方針
警備・消防	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針	警備・消防基本方針
全国障害者スポーツ大会	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針	全国障害者スポーツ大会基本方針
募金・協賛	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針	募金・協賛基本方針
子ども・若者参画	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針	子ども・若者参画基本方針
【参考】競技力向上(県教委)	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針	競技力向上基本方針

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会

平成 27 年(2015 年) 8 月 31 日
第 3 回 常 任 委 員 会 決 定

第 79 回国民体育大会 会場地市町第一次内定

	競技名（種目）	市町名	種別	開催予定施設
1	ソフトテニス	長浜市	全種別	長浜市民庭球場
2	相撲	長浜市	全種別	滋賀県立長浜ドーム
3	剣道	湖南市	全種別	湖南市総合体育館
4	アーチェリー	愛荘町	全種別	愛荘町スポーツセンター秦荘 グラウンド
5	高校野球（硬式）	大津市	－	皇子山総合運動公園野球場

- 注) 1 実施競技については、4 年ごとに日本体育協会で見直しが図られており、滋賀県が開催する第 79 回大会の選定は現時点では未定であり、日本体育協会の実施競技の選定動向によっては、再調整が必要となる場合がある。
- 2 開催予定施設は、現時点で競技を開催できる能力を有する施設として判断したものであり、今後、中央競技団体視察の結果等により、会場の追加・変更等が生じる場合がある。

平成27年(2015年)8月31日
第3回常任委員会決定
(第3回総会一部改正)

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報については、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加でつくる大会につなげるとともに、滋賀や大会の魅力を全国に発信するため、次のとおり実施する。

- 1 県、市町、関係機関・団体、大学、企業、NPO、ボランティア等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を戦略的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や、インターネットをはじめとした多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、環境へのこだわり、歴史、文化、自然等の多彩な滋賀の魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像、記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめるとともに、大会の開催成果を滋賀の財産として未来へ継承する。

第 79 回国民体育大会 競技役員等編成基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における各競技会の運営を円滑に行うため、次の基本方針により行う。

1 基本方針

- (1) 競技役員等の編成は、公益財団法人日本体育協会の定める「国民体育大会開催基準要項」および「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、滋賀県開催準備（実行）委員会が、会場地市町および県・中央競技団体と十分協議して行う。
- (2) 競技役員等は、1 人 1 競技を原則として、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員により編成することとし、競技団体および会場地市町の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、競技団体および会場地市町の関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の定義および編成方法

- (1) 競技役員等の種類、定義および編成方法は、次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定 義	編 成 方 法
競技会役員		国民体育大会開催基準要項第22項第 2 号の規定に該当する者	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長および委員とする。
競技役員	審判員	競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	競技会の運営に直接携わる者（審判員を除く）	原則として、県競技団体関係者と会場地市町関係者等をもって編成することとし、必要に応じて中央および近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する当該競技関係者をもって編成する。

②主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定 義	編 成 方 法
競技会係員	宿泊・輸送・歓迎・駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町および周辺市町に在住する者をもって編成する。

- (2) 競技役員等の編成案は、会場地市町が競技団体等と協議のうえ作成し、滋賀県開催準備（実行）委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、やむを得ず重複して競技役員等となる可能性がある場合は、次の原則により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチおよび選手ならびに競技役員等の重複については、監督、コーチおよび選手を優先する。
- (2) 2競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式および集団演技の関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員等のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員および競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

①主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業 務 内 容
競技役員	審判員	総括、総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、召集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

②主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業 務 内 容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備、施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売、プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 79 回国民体育大会 競技役員等養成基本方針

第79回国民体育大会（以下「大会」という。）における競技役員等の養成は、各競技会の円滑な運営と県および地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるため、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内において必要人員を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等については、競技団体、会場地市町および県の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 3 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1人1競技を原則として養成する。
- 4 競技役員等のうち審判員および資格が必要な運営員については、資格の取得および資質の向上が重要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 競技役員等のうち資格が必要のない者については、県および地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、できる限り各競技会場地およびその周辺において確保することを目標として養成する。
- 6 競技役員等については、大会後に引き続き行われる第24回全国障害者スポーツ大会の円滑な運営を念頭に置き養成する。

第 79 回国民体育大会 競技役員等養成基本計画

第79回国民体育大会の競技運営にあたる競技役員等の養成については、「第79回国民体育大会競技役員等編成基本方針」および「第79回国民体育大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第79回国民体育大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員および競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- (1) 競技役員（審判員・運営員）および競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- (2) 競技会係員および競技会補助員については、会場地市町が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- (3) 県は、競技団体および会場地市町と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- (1) 競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会
 - ③中央およびブロックの競技団体主催の講習会への派遣
 - ④中央およびブロックの競技団体主催の大会への派遣
- (2) 競技補助員、競技会係員および競技会補助員の養成方法については、次のとおりとする。
 - ①県内講師による県内講習会
 - ②中央およびブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

年度 開催前年				H28 8年前	H29 7年前	H30 6年前	H31 5年前	H32 4年前	H33 3年前	H34 2年前	H35 1年前	H36 開催年
区 分／養成方法／養成団体												
競技役員	審判員		中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上							
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体	資格取得、資格維持、資質向上							
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体							養成、資質向上	
競技補助員			県内講習会	競技 団体							養成、資質向上	
競技会係員			県内講習会	会場地 市町							養成	
競技会補助員			県内講習会	会場地 市町							養成	

5 養成計画

審判員および資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

平成25年(2013年)10月31日 第 1 回 総 会 決 定 平成27年(2015年)8月31日 第 3 回 総 会 改 正

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

滋賀県は、我が国最大の湖である琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境や、古くから交通の要衝として栄えてきた歴史を有するとともに、先人が人と人、人と自然のつながりの中で育んできた文化が今も脈々と息づいています。

この地で平成36年(2024年)に開催する第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会は、次代を担う人育てや、活力に満ちた真心通い合う郷土づくり、全国から滋賀を訪れる多くの人との交流の絶好の機会として、年齢、性別、障害のあるなしを問わず、県民の皆さんの総参加により、夢や感動、連帯感を共有できる大会とすることを目指します。

大会の開催を契機として、県民の皆さんがより一層身近にスポーツを楽しむことのできる環境をつくり、健康・体力の保持増進と競技力の向上を図るとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進めます。

併せて、福祉、教育、観光および経済への総合的かつ複合的な効果を通して、ふるさと滋賀の活力をさらに高め、将来にわたり持続可能な共生社会の実現につなげてまいります。

2 実施目標

(1) 滋賀をスポーツで元気にする大会

県民の皆さんが日常的にスポーツを「する」「みる」「支える」ことのできる環境づくりに取り組むとともに、生涯にわたり心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、健康づくりへの関心を高め、行動につなげるきっかけとします。

(2) 滋賀の若者や女性が主体的に関わる大会

若者や女性の、大会に向けた準備や大会運営への主体的な参画を図るとともに、心身ともにたくましく思いやりの心を持った子どもの育ちや、女性がより一層スポーツに親しむことのできる環境づくりにつなげます。

（３）県民総参加でつくり、「滋賀の力」を伸ばす大会

県、市町をはじめ、関係機関・団体、大学や企業との緊密な連携のもと、多様な人、多様な主体との協働を通じた創意工夫による大会準備・運営を行うとともに、滋賀の持つ「人の力」「地と知の力」を伸ばします。

（４）滋賀の魅力を再発見し、地域の活性化やビジネスにつなげる大会

環境へのこだわりや歴史・文化・自然など多様な滋賀の魅力を県民自らが見つめなおし、全国に発信するとともに、大会準備や運営、「おもてなし」の経験をもとに、将来につながるビジネスへの展開など、地域経済の活性化を図ります。

（５）滋賀の子が、滋賀で育ち、滋賀で活躍する大会

大会を契機として、滋賀の地で選手が育ち、その選手が指導者となって次の世代を育てるなど、滋賀のスポーツの発展を支える好循環の形成に努めるとともに、次代を担う子どもが夢を育み、実現することのできる環境づくりを目指します。

（６）滋賀の未来に負担を残さない大会

既存施設の有効活用や、大会運営の簡素化・効率化を徹底するとともに、施設整備が必要な場合は、環境に最大限配慮し、大会終了後の持続的な活用が可能で、かつ防災等多目的に使用できる、誰もが使いやすい施設としての整備を目指します。

（７）すべての人がともに支え合う滋賀を目指す大会

障害のある人が主体的に大会に参画することや、障害の程度に関わらず日常的にスポーツに親しむ環境を整えることで自己実現の機会を拡げるとともに、障害のある人もない人もみんなでスポーツを楽しむことを通じて、人と人との絆を育み、障害への理解を深め、ともに支え合う社会を築きます。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、平成36年(2024年)の第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）を滋賀県で開催するにあたり、県民総参加でつくる大会に向けて、開催に係る機運の醸成や大会の周知、大会の円滑な運営を図るために行う寄附金の募集（以下「募金」という。）について、必要な事項を定める。

(推進)

第2条 募金は、第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会滋賀県開催準備委員会（以下「開催準備委員会」という。）が推進する。

- 2 開催準備委員会の構成員は、連携協力して募金の推進にあたるものとする。
- 3 開催準備委員会は、募金を推進するための計画を策定するものとする。
- 4 前項の計画は、進捗状況等を踏まえ、必要に応じ見直すものとする。

(名称等)

第3条 募金は、「第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金」という名称を用いて行うものとする。

- 2 募金は、前項の名称のほか、必要に応じ愛称を用いて行うことができる。

(対象)

第4条 募金は、滋賀県内外の個人および企業・団体を対象として行うものとする。

(期間)

第5条 募金の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第7条第1号に掲げる経費のための募金 開催準備委員会の総会の議決により定める日から大会最終日まで
- (2) 第7条第2号および第3号に掲げる経費のための募金 平成27年8月31日から開催準備委員会の総会の議決により定める日まで

(受入れ)

第6条 募金による寄附金は、滋賀県が受け入れ、滋賀県国民体育大会・全国障害者スポーツ大会運営等基金に積立てるものとする。

(使途)

第7条 滋賀県は、前項の規定により受け入れた寄附金を第5条各号の募金の期間に応じ、次の各号に掲げる経費の財源に充てるものとする。

- (1) 大会運営に要する経費
- (2) 大会に向けたスポーツ選手の発掘、育成および強化に要する経費
- (3) 大会に向けたスポーツ施設の整備に要する経費

(謝意表明)

第8条 寄附者に対しては、開催準備委員会会長が別に定めるところにより、謝意を表明する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、募金の推進に関し必要な事項は、開催準備委員会会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月31日から施行する。

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金推進計画

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会募金推進要綱（以下「要綱」という。）第2条第3項の規定に基づき、寄附を通じた第79回国民体育大会および第24回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」と総称する。）への参加を促進するため、次のとおり計画的かつ戦略的に募金を推進するものとする。

1. 推進体制

開催準備委員会の構成員は、各々の会員や加盟団体等に募金の周知を図るとともに、寄附の呼びかけを行うものとする。また、募金に係る広報活動等の取組についても連携協力して行うものとする。

2. 推進に向けた視点

次の3つの視点に基づき、取組を推進する。

(1)「寄附したいと思っていただくための工夫」

滋賀や大会を応援したいという思いの醸成を図る。

(2)「気軽に寄附していただくための工夫」

寄附しようと思った時に、気軽に寄附できる環境を整備する。

(3)「活動を持続させるための工夫」

長期間にわたる募金を持続させるために必要な工夫を行う。

3. 具体的な取組

(1)様々な募金活動の展開

ア 個人

- ・ 県内の方をはじめとして、県外在住の滋賀ゆかりの方にも寄附を呼びかける。
- ・ 大会記念物品等の購入を通じた寄附を呼びかける。
- ・ 公共施設や民間施設に募金箱を設置する。また、募金箱については、スポーツイベントをはじめとする各種イベント時にも設置するなど寄附機会の拡大を図る。
- ・ 駅や商業施設等において、街頭募金を原則として年に1回実施する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

イ 企業・団体

- ・ 県内の企業・団体をはじめとして、県外の滋賀ゆかりの企業・団体についても直接訪問するなどにより寄附を依頼する。また、県内に事業所等があり県外に本社がある企業については、必要に応じ本社を訪問して寄附を依頼する。
- ・ 寄附については、通常の寄附のほか、寄附付き商品の販売、主催イベントの参加料や運営する施設の利用料に寄附を含める方法などについても協力を依頼する。
- ・ 職場募金への配慮を依頼する。
- ・ マスコットキャラクターのグッズ販売等について協力を依頼する。
- ・ 上記のほか、必要となる取組を実施する。

(2) 戦略的な広報活動の展開

- ・ インターネット、リーフレット、広報誌、屋外広告物等の多種多様な媒体を活用して戦略的に広報を行う。また、必要に応じ大会開催のプレイベント等との連携を図る。
- ・ 広報にあたっては、選手の動向や思いを発信するなどにより、募金の趣旨に共感してもらうための工夫をする。
- ・ 寄附について税の優遇措置があることを周知する。

(3) 学校との連携協力

- ・ 県内の大学をはじめとした各種学校と連携協力し、若い世代による募金を含む大会全般を盛り上げる取組を実施する。（例：募金箱コンクール、広報物のデザインコンテスト、募金アイデアコンペ等）

(4) 滋賀ゆかりの著名人やトップアスリートへの協力依頼

- ・ 各種広報活動やイベントへの出席等について協力を依頼する。
- ・ グッズ等の「モノ」のほか、一緒に何かをする権利等の「コト」の提供についても協力を依頼する。

(5) 寄附への謝意表明

- ・ 礼状の送付その他の方法で謝意を表明する。
- ・ 同意がある場合は、インターネットや開催準備委員会の総会等を通じ、氏名または名称を公表し、その厚意を讃える。

(6) 結果のフィードバック

- ・ 寄附金を充当した事業の実績や成果について、レポートを作成しインターネット等を通じ公表することなどにより、寄附者に報告する。

(7) 様々な支払手段の設定

- ・ 募金専用納付書の作成や、募金箱の設置、クレジットカードによる寄附、その他インターネットを活用した寄附など様々な支払手段を設定し、手軽に、かつ気軽に寄附できるための環境整備を図る。

(8) メリハリをつけた推進

- ・ 週単位または月単位の取組集中期間を設ける。
- ・ 取組の開始時期をあえてずらしたり、進捗状況等を踏まえて刺激となる新たな取組を追加するなどにより息切れを防ぐ。

4. 推進計画の進行管理

推進計画については、取組の進捗状況等を「募金・協賛推進特別委員会」において毎年検証するとともに、要綱第2条第4項の規定に基づき、必要があるときは、開催準備委員会の総会の議決を経て変更する。

全体スケジュール

○募金の期間

		H27 (2015) 9年前	H28 (2016) 8年前	H29 (2017) 7年前	H30 (2018) 6年前	H31 (2019) 5年前	H32 (2020) 4年前	H33 (2021) 3年前	H34 (2022) 2年前	H35 (2023) 1年前	H36 (2024) -
使 途	大会運営					開催内定	(始期未定)	開催決定		リハ-州大会	開催
	選手の発掘・育成・強化										(終期未定)
	施設整備										(終期未定)

【参考】企業協賛

○具体的な取組

		H27 (2015) 9年前	H28 (2016) 8年前	H29 (2017) 7年前	H30 (2018) 6年前	H31 (2019) 5年前	H32 (2020) 4年前	H33 (2021) 3年前	H34 (2022) 2年前	H35 (2023) 1年前	H36 (2024) -
様々な募金活動の展開 個人						開催内定		開催決定		リハ-州大会	開催
										スタート	
	寄附の呼びかけ	インターネット、リーフレット、広報誌等の多種多様な媒体を活用して寄附を呼びかけ（記念品等の購入による寄附含む） 県内の方をはじめとして、県外の滋賀ゆかりの方にも呼びかけ									
	募金箱の設置	公共・民間施設に設置（+イベント時）									
街頭募金の実施						徐々に拡大（+イベント時）				県内どこでも見かけるように設置（+イベント時）	

開催直前イベント

開催決定イベント

開催内定イベント

	H27 (2015) 9年前	H28 (2016) 8年前	H29 (2017) 7年前	H30 (2018) 6年前	H31 (2019) 5年前	H32 (2020) 4年前	H33 (2021) 3年前	H34 (2022) 2年前	H35 (2023) 1年前	H36 (2024) -
					開催内定		開催決定		リハ・州大会	開催
	スタート・ダッシュ			キープ						
	スパーク									
(様々な募金活動の展開)	企業・団体									
寄附の呼びかけ	県内の企業・団体や滋賀にゆかりを持つ県外の企業・団体にに対し、直接訪問や依頼状況送付などにより寄附を依頼 県内に本社がない企業については、必要に応じ本社を訪問するなどにより寄附を依頼									
寄附付き商品の販売、イベント参加料や施設利用料に寄附を含む方法などへの協力依頼	直接訪問等により協力依頼									
		さらなる拡大を目指して協力依頼								
マスコットグッズ販売の協力依頼	ぬいぐるみなどのグッズの販売を依頼									
		グッズの種類や、協力企業数の拡大を目指すして協力依頼								
戦略的な広報活動の展開	インターネット、リーフレット、広報紙、屋外広告物など多種多様な媒体により戦略的に広報を行う									
		1年前イベントとの連携								
		開催イベントとの連携								
学校との連携	関係機関等と調整	小学生による募金箱コンクール								
		広報物デザインコンテスト、募金アイデアコンペなど								
滋賀ゆかりの著名人やトップアスリートへの協力依頼	直接訪問により協力を依頼									
		さらなる拡大を目指して協力を依頼								

平成27年(2015年)8月31日
第 3 回 総 会 決 定

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会 募金趣意書

平成36年(2024年)に滋賀県で第79回国民体育大会と第24回全国障害者スポーツ大会が開催されます。

両大会の開催は、次代を担う子どもや若者たちがスポーツの意義や楽しさに触れ、夢を育て、自ら成長するきっかけとなるものです。また、スポーツを「する」「みる」「支える」など、県民の皆さんがよりスポーツに親しむとともに、障害に対する理解を深め、障害のある人の社会参加を進める契機にもなります。加えて、全国から滋賀を訪れる多くの人との触れ合いを通じ、歴史や自然、文化など、滋賀の多様な魅力を発信する絶好の機会でもあります。

県民の皆さんが年齢や性別、障害のあるなしに関わらず、様々な形で両大会に参加することを通して夢や感動、連帯感を共有し、滋賀をより一層元気にする大会となるよう、その準備に万全を期すことが大切です。併せて、滋賀県ゆかりのアスリートの成長や、両大会をはじめ、全国や世界での活躍を応援していきたいと考えています。さらに、全国のトップアスリートが活躍する舞台であるとともに、県民の皆さんが生涯にわたって豊かなスポーツライフや健康的な生活を実現するための拠点となる施設の充実を図る必要があります。

現在、県や市町、競技団体、関係団体等が一体となり開催準備を進めているところですが、両大会を成功に導き、その成果を次代に残していくためには、皆さんのより一層の御支援・御協力が何よりも必要です。

このような趣旨から、より多くの方々に両大会を支えていただくための取組として募金を実施し、両大会の運営、競技力の向上やスポーツ施設の整備に要する経費として活用させていただきたいと考えております。

皆様には、是非この募金の趣旨に御賛同いただき、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年 8 月31日

第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会
滋賀県開催準備委員会 会長 三 日 月 大 造